

答 申 第 105 号
令和 7 年 1 月 28 日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和 6 年 4 月 26 日 付け青公委第13号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

つがる警察署長の事務引継書についての不開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 6 年 2 月 22 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月 青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、「つがる警察署長の事務引継書（最新のもの）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、本件開示請求に係る行政文書を保有していないとして、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 6 年 3 月 7 日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 6 年 4 月 10 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件開示請求に係る開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとお

りである。

開示しない理由は「令和5年3月定期人事異動により作成した当該事務引継書については、誤って廃棄した可能性があり保有していません。」とある。

「誤って廃棄した」のであれば、処分の対象であり、公表もされていない。

警察の事務はいい加減と言わざるを得ない。

再度調製して開示に対応すべきである。

警察本部長の事務引継書は、本件開示請求に係る開示しない部分が、記載されている。

よって本件処分は不当であり、本件開示請求に係る開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張する本件処分の理由は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書

(1) 本件処分の理由

ア 本件処分の決定理由

警察署長の事務引継書については、青森県警察署処務規程（昭和33年9月青森県警察本部訓令甲第30号）第38条第1項第1号の規定に基づき、警察署の実情を踏まえ、任意の様式で作成することとされている。

実施機関は、審査請求人からなされた令和6年2月22日付け行政文書開示請求書の対象文書について、作成者に確認したところ、A4判1枚の任意の様式で作成したとのことであるが、令和5年3月の定期人事異動により作成した当該事務引継書（以下「本件行政文書」という。）は、誤って廃棄した可能性があるとのことであり、保有していなかったことから、本件処分としたものである。

イ 本件処分の正当性

審査請求人は、開示請求をする行政文書に「つがる警察署長の事務引継書（最新のもの）」と記載していることから、実施機関では、つがる警察署内の保管場所を探したものの、本件行政文書は発見されなかった。

また、本件行政文書の作成者及び保管者は、本件行政文書を誤って廃棄した可能性があるものと認識しており、本件行政文書は保有しておらず、条例第11条第2項の規定により不開示とした本件処分は、正当である。

(2) 審査請求人の主張に対する意見

ア 警察事務を指摘する内容

審査請求人が主張する「「誤って廃棄した」のであれば、処分の対象であり、公表もされていない。警察の事務はいい加減と言わざるを得ない。」に関しては、審査請求の理由には当たらず、本件処分に係る審査請求とは別の要望と解されるため、別途方法により主張すべきであり、本弁明書では弁明しない。

また、審査請求人は、「警察本部長の事務引継書は、開示請求に係る開示しない部分が記載されている。」と主張しているが、この場合、対象となる文書を保有していたことから開示したものであり、審査請求の理由には当たらない。

イ 調製を要求する内容

審査請求人の「再度調製して開示に対応すべきである。」との主張に関して、審査請求人が本件行政文書の電子データを要求している場合、当該電子データの保有の有無について、作成者に確認したところ、人事異動の際に削除し、保有していないとのことであるため、当該電子データの開示は不可能である。

また、審査請求人が、本件行政文書の再作成を要求している場合、事務引継書の性質上、当事者間で引継ぎが完了した段階で作成し、その担保として保管するものであるため、改めて事務引継書を作成する必要はないと判断する。

(3) 結論

以上のことから、本件処分は適法かつ妥当であり、審査請求人の主張は退けられるべきである。

なお、改めて本件行政文書を探したものの、該当する文書は発見されなかった。

2 当審査会からの質問事項について説明した書面

- (1) 本件行政文書の作成者はつがる警察署の署長及びその後任者である。
- (2) 本件行政文書に係る引継ぎの年月日は令和5年2月28日、引継ぎの場所はつがる警察署署長室である。
- (3) 本件行政文書を作成した年月日は令和5年2月28日である。
- (4) 本件行政文書は、後任者への引継ぎ終了後、つがる警察署の署長（当時）から同署の次長（当時）へ手交されたものであるが、その後の所在が不明となっているものである。本件行政文書の本来の保管者は同署次長、保管場所は同署1階警務会計課事務室キャビネット（施錠設備あり）であり、ファイルに編てつして保管していた。
- (5) 本件行政文書を作成したことを示す資料はない。

- (6) 本件行政文書に設定されていた保存期間は1年であり、保存期間満了日は令和6年3月31日である。その根拠は、青森県警察公文書管理規程第12条第1項及び別表であり、定期人事異動前の各所属に対する連絡文書の中で事務引継書の保存期間について1年と指示していた。
- (7) 警察署長に係る事務引継書に記載すべき項目は、所属職員の身上書類、保管に係る金品及び分掌事務に関する参考事項であり、その根拠は、青森県警察署処務規程（昭和33年9月警察本部訓令甲第30号）である。
- (8) 「誤って廃棄した可能性がある」との認識に至った年月日は令和6年2月27日である。
- (9) 本件行政文書を紛失等ではなく「廃棄した」可能性があるとの認識に至った具体的理由について。作成された事務引継書は、つがる警察署次長が保管しているものであり、庁舎外に持ち出す機会がないものである。当該引継書についても、事務引継ぎが行われた後、同署署長から同署次長に引き渡されているものである。よって、その他の廃棄文書に混在し、誤って廃棄した可能性が高いと認識したものである。
- (10) 本件行政文書を廃棄したことを示す資料はない。
- (11) 本件行政文書を廃棄したと考えられる時期及び方法について。令和5年2月28日から令和6年2月27日までの間に、廃棄書類に混在し、つがる警察署内のシュレッダー又は処分施設に搬入して焼却処分により廃棄したと考えられる。
- (12) 本件行政文書を探した方法や範囲について。つがる警察署警務会計課内のキャビネット及び机並びに同署署長室のキャビネット及び机に誤って保管、編てつされていないかどうか搜索したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件行政文書の存否について

- (1) 本件行政文書の保存期間満了日は令和6年3月31日とされているところ、本件開示請求が同日前である同年2月22日に行われていることからすれば、実施機関は、本来、本件行政文書を保有しているはずである。

しかし、実施機関は、本件行政文書を誤って廃棄した可能性があり保有していないとして本件処分を行っている。

- (2) この点、実施機関によると、本件行政文書を廃棄したことを示す資料はないものの、本来の本件行政文書の保管場所並びに署長室のキャビネット及び机を二度にわたり搜索しても本件行政文書は発見されなかったとのことであり、また、本件行政文書はその他の廃棄文書に混在し、誤って廃棄された可能性が高いとのことであるが、これらの説明に特に不自然、不合理な点は認められない。

その他、実施機関が本件行政文書を保有していることをうかがわせるに足りる事情はない。

したがって、実施機関は、本件行政文書を保有しているものとは認められない。

3 結論

以上のとおり、実施機関は、本件行政文書を保有しているとは認められないことから、本件処分は結論において妥当である。

よって、第1のとおり判断する。

4 付言

行政文書の適正な管理は、適切かつ円滑な情報公開を実施するための前提であり、条例第19条第1項においては、「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。」と規定している。

同項の規定にかかわらず、保存期間中の行政文書が所在不明となることは、県民の県政についての知る権利に応えることを不可能とし、情報公開制度に対する県民の信頼を失墜させ、情報公開制度の精神にもとるものといわざるをえない。

実施機関においては、今後、このようなことがないよう、条例の趣旨を十分に理解し、適切な文書管理及び情報公開制度の運用に努められたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和6年4月26日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
令和6年5月13日	・ 諮問実施機関からの弁明書を受理した。
令和6年9月20日 (第162回審査会)	・ 審査を行った。
令和6年10月25日 (第163回審査会)	・ 審査を行った。
令和6年11月6日	・ 諮問実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和6年11月25日	・ 諮問実施機関からの書面を受理した。
令和6年11月29日 (第164回審査会)	・ 審査を行った。
令和6年12月20日 (第165回審査会)	・ 審査を行った。
令和7年1月24日 (第166回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
金子 輝雄	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
渋谷 美羽	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

（令和 7 年 1 月 28 日現在）